

静岡県障害者就労研究会規約

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は静岡県障害者就労研究会という

(事務局)

第2条 本会の事務局は、代表の所属先または代表が指定した場所に置く

第二章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、障害者の就労促進に関する支援と情報交換ならびに会員相互の研究を図ることを目的とする

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う

- (1) 障害者の就労に関する調査、研究と研究会の開催
- (2) 研究雑誌や研究物の紹介と情報収集
- (3) 関係団体との連携、協力
- (4) 会員相互の情報交換
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業

第三章 会員及び役員

(会員)

第5条 本会の会員は、障害者の教育、福祉、雇用等に携わる者と当事者及び保護者で、入会を希望し代表が認めた者とする

(役員)

第6条 この会には次の役員を置く

- (1) 理事 20名以内
- (2) 事務局担当及び会計担当 若干名

(役員を選出)

第7条 この会に代表1人、副代表1人を置く

- 2 代表、副代表は、理事の互選とする
- 3 理事、事務局担当及び会計担当は、代表が委嘱する

(役員の責務)

第8条 代表はこの会を代表し会務を統括する

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する

3 理事は、役員会を組織し会務の執行を決定する

(役員任期)

第9条 役員任期は、1年とし再任を妨げない

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

(顧問)

第10条 この会に顧問を置くことができる

2 顧問は代表が委嘱する

3 顧問は、代表の諮問相談に応じ、役員会に出席して意見を述べるができる

第四章 総会

(種別)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とする

2 通常総会は、毎年4月に開催する

3 臨時総会は、代表が必要と認めたとき、全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する

(構成)

第12条 総会は、全会員で構成する

(権限)

第13条 総会は、次に掲げる事項を審議し、議決する

(1) 事業計画、事業報告に関する事項

(2) 予算、決算に関する事項

(3) 役員選任及び解任に関する事項

(4) 規約等の改正に関する事項

(5) その他重要事項

(招集)

第14条 総会は、代表が招集する

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日

時

及び場所を示して開会の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、代表が務める

(定足数)

第16条 総会は、会員(代議員)の過半数の出席で成立する。ただし、委任状又

は

表決書面を提出した会員は、出席者とみなす

(議決)

第17条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる

第五章 役員会

(構成)

第18条 役員会は、代表、副代表、理事、事務局担当、会計担当をもって構成す

る

(権限)

第19条 役員会は、次の業務を決定するが軽易な事項については、代表が専決し

役員会に報告する

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会において議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他、代表が付議した事項

(招集)

第20条 役員会は、代表が必要と認めたとき、又は役員から会議の目的たる事項を示して請求があったときに会長が招集する

(議長)

第21条 役員会の議長は、代表がこれにあたる

第六章 会計

(経費)

第22条 本会の経費は、会費及び雑収入をもってあてる

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月末日に終わる

附則

この規約は平成8年10月1日より施行する

平成22年4月1日一部改正

平成23年4月1日一部改正